

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の制定

羽曳野市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 27 条第 8 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 66 条第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 83 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット
以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改め、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第 109 条の 2 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 110 条の 14 第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 7 条の 2 第 23 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 26 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 7 条の 3 中第 15 項を第 16 項とし、第 14 項を第 15 項とし、第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 16 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 83 条(第 1 号に係る部分に限る。)の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

新	旧
(市民税の申告) 第 27 条 1～7 省略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 13 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から 2 月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 第 28 条～第 65 条 省略 (施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 66 条 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 省略 2 省略 第 66 条の 2～第 82 条 省略 (種別割の税率) 第 83 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	(市民税の申告) 第 27 条 1～7 省略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 13 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から 2 月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 第 28 条～第 65 条 省略 (施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 66 条 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 省略 2 省略 第 66 条の 2～第 82 条 省略 (種別割の税率) 第 83 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車 ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 エ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円 オ 省略 (2)・(3) 省略 第 84 条～第 88 条 省略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第 89 条 1 省略 2 前項第 1 号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特	(1) 原動機付自転車 ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円 エ 省略 (2)・(3) 省略 第 84 条～第 88 条 省略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第 89 条 1 省略 2 前項第 1 号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次
---	---

<u>定免許情報(同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)</u>が記録された<u>免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)</u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) <u>運転免許証又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)</u>の番号、<u>運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) 省略 3 <u>前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> 4 省略 5 省略 第 90 条～第 109 条 省略 (特別土地保有税の減免) 第 109 条の 2 1 省略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 省略 3 省略 第 110 条～第 110 条の 13 省略	の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) 省略 3 省略 4 省略 第 90 条～第 109 条 省略 (特別土地保有税の減免) 第 109 条の 2 1 省略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 省略 3 省略 第 110 条～第 110 条の 13 省略
--	---

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第 110 条の 14 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 省略 第 110 条の 15～第 114 条 省略 附 則 第 1 条～第 7 条 省略 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 7 条の 2 1～22 省略 23 法附則第 15 条第 36 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 24 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 25 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 26 法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 27・28 省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 7 条の 3 1～13 省略 14 市長は、<u>法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げ</u>	(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第 110 条の 14 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 省略 第 110 条の 15～第 114 条 省略 附 則 第 1 条～第 7 条 省略 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 7 条の 2 1～22 省略 23 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 24 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 25 法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 26 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 27・28 省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 7 条の 3 1～13 省略
---	---

る書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

15 省略

16 省略

第 7 条の 4～第 15 条の 5 省略

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 16 条 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 省略

以下省略

14 省略

15 省略

第 7 条の 4～第 15 条の 5 省略

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 16 条 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 省略

以下省略